

令和7年4月から育児休業給付金の延長手続きが変わります

保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給期間延長手続きには『保育所等利用申込書の写し』が必要です。

市に保育所等の利用申込みを行う際は

必ず 申込書の全てのページの写し をとって保管しておいてください。

育児休業給付金の支給期間延長を行う場合は、次の書類を延長時の「育児休業給付金支給申請書」へ添付してください

1. 市に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓入所申込年月日が『子が1歳に達する日』(※)までの日付であること
- ✓『子が1歳に達する日』(※)の翌日以前の日を入所希望日として申込みをしていること(例:10/11 が誕生日なら、入所希望日は 10/11 以前)
- ✓申し込んだ保育所等が合理的な理由なく自宅・勤務先から通所に片道30分以上を要する施設のみでないこと
- ✓市への保育利用申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示を行っていないこと

2. 市が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書・入所不承諾通知書など）

- ✓発行年月日が『子が1歳に達する日』(※)の翌日の2か月前(4月入所申込みの場合は3か月前)の日以後の日付となっている通知書

3. 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

- ✓最寄りのハローワークまたは厚生労働省の HP にて入手可能です

※『子が1歳に達する日』とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

※詳しくは厚生労働省の HP にて『育児休業給付金の支給対象期間延長手続き』をご確認ください。

問い合わせ先：ハローワーク松江 雇用保険適用課 0852-22-8609 (21#)